

議題 6

議案第24号

平成28年3月25日提出

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

市長から協議があった地方自治法第180条の2の規定に基づく補助執行について、次のとおり承諾する。

1 承諾する内容

- (1) 「食育基本法に基づく食育推進計画の策定及びその推進に関する事務」の補助執行を取り止めること。
- (2) 「市立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業に関する事務」の補助執行を行うこと。

2 承諾する理由

(1) 1の(1)について

現在、食育に関し、健康教育課において、「食育基本法に基づく食育推進計画の策定及びその推進に関する事務」を補助執行しており、また、健康福祉局保健部保健医療課において、「健康増進法に基づく健康づくり計画の策定及びその推進に関する事務」などを行っている。

今回の協議は、「食育」と「健康づくり」とは密接な関係があり、これらに係る事務について、全市民に対する健康施策に係る事務を所管している健康福祉局において一体的に行うため、補助執行を取り止めることについて協議があったものであり、全市民を対象とした食育を推進する上で適当と考えられることから、これを承諾しようとするものである。

(2) 1の(2)について

本市は、子ども・子育て支援法第59条第3号の規定に基づき、生活保護世帯に属する子どもを対象として、保育園・幼稚園等が実費徴収する文房具などの教材費及び行事への参加費用などの一部を補助する事業（広島市実費徴収に係る補足給付事業）を行っている。

今回の協議は、市立幼稚園に係る当該事業の執行についてのものであり、市立幼稚園の管理運営を行っている教育委員会の職員が補助執行する方が行政の能率的処理と一体性の保持を図ることができると考えられることから、これを承諾しようとするものである。

3 実施期日

平成28年4月1日

<参考>

地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

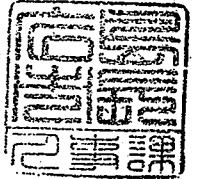
広 人 人 第 3 0 5 号

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

広島市教育委員会 様

広島市長 松 井 一 實

(企画総務局人事部人事課)



市長の権限に属する事務の一部の補助執行の取り止めについて（協議）

市長の権限に属する事務のうち、下記の事務については、平成 2 8 年 4 月 1 日から補助執行を取り止めることとしたいので、地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき協議します。

記

食育基本法に基づく食育推進計画の策定及びその推進に関すること。

広 人 人 第 3 0 6 号

平 成 2 8 年 3 月 2 2 日

広島市教育委員会 様

広島市長 松 井 一 實

(企画総務局人事部人事課)



市長の権限に属する事務の一部の補助執行について (協議)

市長の権限に属する事務のうち、下記の事務について平成28年4月1日から貴委員会の職員に補助執行させることとしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

市立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業に関する事務